

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市立大学」を「看護短期大学」に改める。

第5条第2項第3号中「区民部長」を「地域力推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)